

関東学園大学 データサイエンス教育プログラム推進室に関する規程

2022年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学園大学データサイエンス教育プログラム(以下「プログラム」という。)についてデータサイエンス教育プログラム推進室(以下「プログラム推進室」という。)が行う管理及び運営に関する事項について定めるものとする。

第2条 プログラム推進室は、教務委員会の下に設置する。

(目的)

第3条 プログラム推進室は、全学的なプログラムを推進し、学生のデータサイエンスに関する基礎的な能力の向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 プログラム推進室は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) プログラムの学修に必要なカリキュラム・教材等の研究・開発に関すること
- (2) プログラムの教育に必要な指導法の研究・開発に関すること
- (3) プログラムに関わる学修データの調査・分析に関すること
- (4) 履修促進に向けた学内外の広報に関すること
- (5) プログラムについての自己点検・評価に関すること
- (6) その他、目的達成のために必要なこと

(運営組織及び任期)

第5条 プログラム推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織される。

- (1) 専任教員 若干名
- (2) 職員 若干名

2 前項に掲げる推進室員及び推進室リーダーは学長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 推進室リーダーは必要に応じて推進室員を召集し、会議の運営を統括する。

2 推進室リーダーは、必要に応じて関係ある教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 プログラム推進室の事務は、学生支援センターがこれを担当する。

(規則の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長主催会議及び教授会に諮問の上、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022(令和4)年4月1日から施行する。